さくら観光バス株式会社

千葉県佐倉市六崎1617-8 043-486-0811

令和2年度 さくら観光バス株式会社 運輸安全マネジメントに基づく情報公開

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長が主導的な役割を果たしながら「輸送の安全はわが社の根幹」であることを全 従業員に対して認識 させると共に徹底します。
- (2) 法令等の遵守と輸送の安全確保は最重要であるという意識付けを全従業員に対して社長及び専務が日々教養し徹底させます。
- (3) 「安全はもろいものであり、手を抜けばすぐに崩れてしまう」ことを社長自らが強く認識し、「安全対策の強化」に主導的な役割を果たし努めます。

2. 社内への周知方法

基本的な方針を全従業員に対して周知徹底させるため、社内に掲示するとともに、点呼時に必ず昌和させ習慣づけます。

3. 安全方針に基づく目標

<令和2年度の安全目標>

「法令違反及び人身事故・物損事故ゼロの継続!」 「シートベルト着装呼びかけの徹底!」

4. 目標達成のための具体的計画

- ・ 社内における年間教養計画に基づく定期的な安全教育および社外委託しての年1回の安全講習会、添乗指導教養の実施
- ・ 点呼時のアルコールチェックによる飲酒運転撲滅
- 運転時間および休憩時間の厳守 (過労運転の撲滅)

5. わが社における安全に関する情報交換方法

社長は年間教養計画並びに事故事例に基づき、全従業員と安全に関する意見交換 会を定期的に開催し安全意識の向上に努めます。

6. わが社の安全に関する反省事項および改善方法

社長は「安全方針・目標・計画」の取組状況を毎年度12月(定期的)にチェックし、安全対策上の問題点を握すると共に、改善方法を運行管理者等と検討した後に、後日社内に掲示します。

7. 輸送の安全にかかる教育及び研修の実施状況

毎年社長が作成する年間教育計画に基づき、毎月全従業員に対して国土交通省発行の「指導及び監査施マニュアル」により教育を行い、外部機関の開催する研修に社長を参加させます。

8. 輸送の安全にかかる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

運行管理者1名を内部監査員として指定し、毎年12月内部監査を実施し、その結果について 社長の出る全体会議において改善事項等の発表及び措置を講じています。

9. 安全統括管理者 安全管理規程

別紙 組織管理図・安全管理規程(事務所内掲示)

10. 事業用自動車に関する情報

大型:1台 中型:3台 小型:2台

11 わが社の安全に関する目標達成状況

年度	責任の有無	種類	分類	結果	達成状況
2019年度	有責	人身事故	重大·軽微	O件	目標達成できた
		社内人身事故	重大·軽微	O件	目標達成できた
		物損事故	重大•軽微	O件	目標達成できた
	他責	人身事故	重大·軽微	O件	
		社内人身事故	重大·軽微	O件	
		物損事故	重大·軽微	O件	

年度	責任の有無	種類	分類	目標
		人身事故	重大·軽微	O件
	有責	社内人身事故	重大•軽微	O件
 令和2年度		物損事故	重大•軽微	O件
7 和4 平度		人身事故	重大·軽微	O件
	他責	社内人身事故	重大·軽微	O件
		物損事故	重大·軽微	O件

※ 2019年度は、自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故の発生は ありませんでした